

## 平成28年第8回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成28年7月22日（金） 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	志 村 喜光
	3 番	西 村 恒男
	4 番	平 井 美
	5 番	今 泉 治通
	8 番	小 宮 山 篤
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	小 林 信保
	21 番	金 井 信

欠席委員	6 番	萩 原 剛
	7 番	蔦 木 正彦

1 互礼

2 開会

定刻よりも若干早いですが、本日まで出席の皆様全員がお揃いになりましたので、平成28年第8回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは、本日は平成28年第7回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、何かとご多用の中繰り合わせ出席賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ここ二・三日は涼しい日が続いておりますけれども、本年度は非常に猛暑が続いております。委員各位には健康管理に十分注意されてお過ごしのこととご推察申し上げます。今年の梅雨は明けたということでございますけれども、本当に雨量が少なく、特に水稻を見ますと、今のところ順調に生育しているように思われます。ここ数年、花かけの時期が高温のためか精米をすると白い粒が目立っておりますが、今年はどうになるのか、高温障害が心配されるところでもあります。

本日の案件は、3条案件が1件、4条案件が3件、農地法第5条案件が2件、会長職務代理の選任についてであります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

#### 4 開会宣言

宮咲会長 本日は2名欠席でございますけれども、農業委員会等に関する法律第21条第3項によります定数を満たしておりますので、本総会の成立を宣言いたします。

#### 5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約に基づき議長を会長にお願いいたします。

#### 6 議事録署名委員の指名

議長 11番 久嶋 良元委員 12番 古田 政義委員を指名する。

#### 7 議案審議

議長 これより、議案審議を行います。議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記の通り農地法第3条の規定による農地等の権利の移転及び設定の許可申請があったので意見を求める。担当委員の説明を求めます。議案第22号番号1について梶原勝委員お願いします。

梶原委員 それでは、ご説明いたします。



志村委員 　　では説明します。

番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目　、登記簿畑、現況は雑種地でございます。雑種地イコール進入路です。後程説明いたします。農振区分、農振外、面積69㎡、申請人、氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇〇×××番地××、転用目的、進入路、転用理由は敷地への進入路ということでございます。地図は次の頁をご覧ください。申請地というところに細く斜線が引いてありますが、これは〇〇線の●●●という〇〇〇の●●の東前隣になります。場所はこのとおりでございます、●●●●さんは現在ここに住んでおりません。このために道路として使ったということで始末書が出されておりますので読み上げます。

始末書、平成28年6月30日、住所、大月市あまる〇〇〇×××番××、氏名、●●●●、説明書、この度、農地法第4条にかかる転用許可申請をお願いいたしました。本件申請土地は、現在、敷地への進入路として舗装がされ雑種地の状態となっております。本件申請土地は、私が昭和48年12月10日に売買取得し、居住の建築に合わせて、敷地への進入路として、農地転用の許可なく舗装してしまった土地です。つきましては、今後はこのような無許可での農地転用をしないようにしますので、貴殿においては上記のような事情を理解の上、本申請の審査をお願い申し上げます。以上です。

議　長　　担当委員の説明が終了しました。志村委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対して質疑のある方は挙手願います。指名を受けてからの発言としていただきます。

（異議なしの声）

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手を願います。

はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定します。

議案23号番号2について、担当委員の説明を求めます。和田廣行委員お願いします。

和田委員 　では、説明します。

番号2、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿田、現況宅地、農振区分、農振外とありますが、これは転用手続きがしてあります。面積279㎡、申請人、氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地、転用目的、一般個人住宅、転用理由、長男の住宅として建築。

5頁を見てもらいたいですが、国道20号線、〇〇の信号から〇〇線で上がりまして、〇〇バス停から約50mほど上にあります。これは、●●●●さんが子どものために住宅を建てたわけですが、隣接地は全て自分のもので他人には迷惑のかかっている場所ではありません。これに対しましては始末書が出ています。

始末書、平成28年7月4日、山梨県知事後藤齋殿、住所、大月市〇〇町〇〇×××番地、土地所有者、●●●●、不動産の表示、大月市〇〇町〇〇字〇〇×××番×、田、279㎡。私は、上記土地について、本来なら農地法の許可を得てからいたすべきところ、許可以前、平成23年12月に長男の住宅を建設いたしました。農地法等の手続きを理解していなかったとはいえ、誠に申し訳ありません。今般、農地法第4条の許可申請をするに当たり、ここに深く謝罪し、今後このようなことがないことを確約いたしますこと誓約いたします。何卒寛大なご処置をいただきたくお願い申し上げます。以上です。

議　長　　担当委員の説明が終了しました。和田委員ご苦勞様でした。ただ今の説明に対し、質疑がありましたら挙手の上、指名を受けてからの発言としてください。ございますか。

（異議なしの声）

それでは、異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

続きまして、議案第23号番号3について、担当委員の説明を求めます。これも和田廣行委員にお願いをします。

和田委員　番号3、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番

××××、地目、登記簿田、現況宅地、農振区分、農振外、面積294㎡、申請人、氏名、住所、●●●●、東京都○○区○○×丁目××番×号、転用目的、住宅用地、転用理由、別荘の敷地として利用したい。

6頁をお開きください。○○の県道を約1.5kmほど上がりますと右側に市道のトンネルがあります。そのトンネルを出て30mほど下がったところにあります。この件につきましては、地図では●●●●さんとなっております。●●●●さんは親戚の親でありまして大分前に亡くなり、また長男も亡くなりまして、●●●●さんが相続する段階となり、いろいろ問題が出て、今回の申請に至ったわけです。これに対しましても始末書が出ていますので、読ませていただきます。

始末書、下記の土地につき、昭和44年頃、当時の土地所有者●●●●●の夫である●●●●●が農地法所要の許可を受けずに居宅の敷地に転用してしまいました。その後、昭和64年に●●●●●が死亡し、平成18年には●●●●●が死亡しました。申請人は●●●●●、●●●●●の相続人ですが、無許可転用の件、誠に申し訳なく存じます。改めて、申請いたしますので、ご許可お願い申し上げます。記、大月市○○町○○字○○○4335番、田、294㎡、平成28年6月21日、住所、東京都○○区○○×丁目××番×号、氏名、●●●●●、山梨県知事後藤斎殿。以上です。

議長 担当委員の説明が終了しました。和田委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対しまして質疑がございましたら挙手の上、指名を受けてからの発言としていただきます。ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

続きまして、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。後記のとおり、農地法第5

条第1項の規定による転用の為の権利の移転・設定許可申請があったので意見を求める。

議案第24号番号1について、担当委員の説明を求めます。  
米山義一委員お願いします。

米山委員     それでは、説明致します。

議案第24号番号1、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、続きの〇〇町〇〇字〇〇、地番×××の×、地目、登記簿畑、現況畑、同じく登記簿畑、現況畑、農振区分、2筆とも農振外です。面積100㎡と252㎡、計2筆352㎡です。権利、使用貸借、貸付人、氏名、住所、●●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地、借受人、氏名、住所、●●●、大月市〇〇町〇〇×××番地×、転用目的、一般個人住宅、転用理由、借受人所有に係る専用住宅建築の為使用貸借権の設定。

●●●●さんの娘さん●●さんというんですが、その●●さんが●●●さんと結婚しまして、●●●●●●の近くに古い家を借りて居るんですが、子どももできてちょっとせまいなあと感じて、どこかに家を造ろうかということで、たまたま親である●●●●さんが土地を持っていて、農振も外れている関係ですぐできるということで、今回の案件を提出されました。次の頁をお開きいただきまして、地図を説明します。●●●を越えまして、国道139号線をどんどん行きますと、〇〇〇、富士急のバス亭がございます。そのバス停をちょっと超えたところに●●というお宅がありますが、そこから約300m下ったところが申請地になります。2筆になっていますが、合わせて先ほど説明しました352㎡です。ここへ住宅を造りたいということで、新しい生活を送りたいということで、近隣の耕作者2名の同意書も添えてあります。以上です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議     長     それでは担当委員の説明が終了しました。米山委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対し質疑のある方は挙手願います。ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声も出ておりますので、質疑を打ち切り、裁決を

行います。許可をしてもよろしい方挙手願います。

はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定します。

議案第24号、番号2について、担当委員の説明を求めます。  
和田廣行委員お願いします。

和田委員     それでは、説明します。

番号2、土地、農地の所在、大字〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××、地目、登記簿田、現況宅地、農振区分、農振外、面積501㎡、権利、所有権移転、譲渡人、氏名、住所、●●●●、横浜市〇〇区〇〇〇町〇番〇号、譲受人、氏名、住所、●●●●、相模原市〇区〇〇××××番地×、転用目的、農家住宅、一般個人住宅、転用理由、土地及び建物を購入、改築後移住したい。9頁をお願いします。国道20号線、〇〇の信号から約2km上ると●●●●があります。その●●●●を左へ曲がって行きますと〇〇〇という部落があります。●●●●から約1km入ったところに申請地があります。現在、平屋の住宅が建っています。それを●●さんが改築して住みたいということです。周りの土地は雑種地になっております。これに関しましても始末書が出ておりますので読み上げます。

始末書、山梨県知事後藤斎殿、住所、神奈川県横浜市〇〇区〇〇〇×番×号、氏名、●●●●、不動産、大月市〇〇町〇〇字〇〇〇××××番地、田、501㎡。私は上記土地について、本来なら農地法の許可を得てから転用すべきところ、許可以前、昭和52年10月に個人住宅を建設致してしまいました。農地法の手続きを理解していなかったとはいえ、誠に申し訳ありません。今般、農地法第5条の許可を申請するに当たり、深く謝罪し、今後このようなことがないことを確約することを誓約します。寛大な処置をいただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長     担当委員の説明が終了しました。和田委員ご苦労様でした。  
ただ今の説明に対し質疑のある方は挙手を願います。  
(異議なしの声)

はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定し

ます。

次に議案第25号、会長職務代理の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局 平成28年7月14日、西村職務代理より職務代理の辞職願が提出されました。この件に関しましては、職務代理は任期が1年となっていますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今、事務局から報告がありましたとおり、慣例としまして職務代理から辞職願が提出されたという旨の報告がありました。慣例によりひとまず受理することとしたいと思いますが、各位の賛同を得たいと思います。受理をしてもよろしいという方は挙手願います。よろしいですか。

では、挙手多数によりまして、受理することといたします。

続きまして、次期職務代理の選出を行います。つきましては選出方法をいかが取扱いしたらよろしいか、お諮りをいたします。

(会長一任の声)

議長 ただ今、会長一任の声がありましたが他にございませんか。

(異議なしの声)

それでは、異議なしということでございますので、会長一任でやらせていただきます。

今回は異例でございますけれども、昭和26年に発足した農業委員会組織、制度の大転換が本年4月1日から施行されました。本市農業委員会は経過措置により平成29年7月19日までの任期で7月20日から新体制への移行に伴い、それゆえの事前準備等前期から関連する処理の保管などに対応していくため会長職務代理に西村恒男委員を再任指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは異議なしと認め、西村恒男委員に決定いたします。

それでは、ここで再任されました西村恒男委員よりご挨拶をいただきますと思います。

西村委員　それでは、ご指名を受けましたので、もう1年職務代理の任を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

## 8 報告事項

議　　長　それでは、次に日程第8報告事項を議題とします。  
転用確認証明交付に対する報告。事務局より報告願います。

事 務 局　転用確認証明交付に対する報告。平成28年6月11日から平成28年7月10日まででございます。後記のとおり転用確認証明書を交付したので報告する。平成28年7月22日。  
番号1、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××の×、×××、地目、台帳、2筆とも畑でございます。現況2筆とも山林でございます。地積147㎡、260㎡、申請者、住所、氏名、〇〇町〇〇〇×××番地、●●●●、許可年月日、平成28年6月14日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、山林、交付年月日、平成28年6月27日。

番号2、所在、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番×××の×、地目、台帳畑、現況宅地、地積104㎡、申請者、住所、氏名、〇〇町〇〇〇×××番地、●●●●、許可年月日、平成26年11月18日、許可番号、富東農第×の×の×号、転用目的、宅地、交付年月日、平成28年6月27日。

番号3、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×b篤×の×1、地目、台帳畑、現況雑種地、地積749㎡、申請者、住所、氏名、〇〇町〇〇×××番地、加藤眞知子、許可年月日、平成28年3月17日、許可番号、●●●●●●、東農第×の×の××号、転用目的、駐車場、交付年月日、平成28年7月12日。

番号4、所在、〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××、地目、台帳畑、現況、雑種地、地積597㎡、申請者、住所、氏名、八王子市●●×丁目××番×号●●●●●●●●、●●●●●●、許可年月日、編成28年4月19日、許可番号、富東農第×の×の××号、転用目的、駐車場、交付年月日、平成28年7月12日。

以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局より説明がございました。この説明に対して何か質疑がございますか。

(異議なしの声)

異議がないようですから次に移ります。

議 長 　本日の日程が全て終了しましたので職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 　それでは、全ての案件の審議が終了いたしましたので、平成28年第7回大月市農業委員会委員総会を終了いたします。どうもご苦勞様でございました。

1 0 閉会時刻 同 日 午後13時56分

1 1 解散時刻 同 日 午後15時10分